

## 9 市税の電子申告・電子納税・電子申請による証明請求

藤沢市では、地方税ポータルシステム（eLTAX（エルタックス））や藤沢市電子申請システム（e-kanagawa）を利用して、インターネットにより電子的に行う市税の電子申告・電子納税・電子申請による証明請求のサービスを行っています。なお、電子納税については、地方税共通納税システムを利用しています。

### （1）各システムの概要

#### ア eLTAX 及び地方税共通納税システム

- 地方公共団体の窓口に出かけなくても、自宅やオフィスなどからインターネットで簡単に地方税の申告、申請・届出、納税などの手続きができます。
- 受付窓口の一元化し、複数の地方公共団体への申告等をまとめて一度に送信できます。
- 市販の税務・会計ソフトウェアで作成したデータが使えます（eLTAX 対応ソフトに限ります）。
- eLTAX 対応ソフトウェア（PCdesk）で申告書の作成・送信、インターネットバンキングや ATM などからの納税ができます。  
※PCdesk には、DL 版の他にも WEB 版とスマートフォン版（SP 版）があります。

#### イ 藤沢市電子申請システム（e-kanagawa）

- ご自宅やオフィスのパソコン、スマートフォンから申請ができ、税の申告や郵送で税の証明書を受けとることができます。
- 郵送による証明の請求では、定額小為替証書や切手を貼った返信用封筒の準備が必要となりますが、電子申請では手数料の支払いや郵送料はクレジットカード等のキャッシュレスでの支払いとなり、手続きがより簡単になります。また、申請書類の郵送が不要になり、申請をよりスピーディーに行うことができます。
- 申請から手数料等の支払いまで、時間や場所の制限がなく手続きが可能になります。

### （2）藤沢市でご利用いただけるサービス（手続）

#### ア eLTAX 及び地方税共通納税システム

電 子 申 告	固定資産税（償却資産） 法人市民税 個人市民税・県民税（給与支払報告書などや特別徴収関連手続） 事業所税
電子申請・届出	法人市民税（法人設立・開設届出書、変更異動届出書） 個人市民税・県民税（特別徴収：特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書） 事業所税（事業所等の新設・廃止申告書）

電 子 納 税 ※	法人市民税 事業所税 個人市民税・県民税（特別徴収・普通徴収） 固定資産税・都市計画税 軽自動車税（種別割）
--------------	--

※個人市民税・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）、軽自動車税（種別割）の電子納税については、65ページから66ページまでをご覧ください。

#### イ 藤沢市電子申請システム（e-kanagawa）

電 子 申 告 等	法人市民税（減免） 軽自動車税（種別割）（税止め、減免）
証 明 の 請 求	所得（課税）証明書・非課税証明書 納税証明書 軽自動車税納税証明書（継続検査用） 固定資産（土地・家屋）評価証明書 固定資産（土地・家屋）算出税額証明書（公課証明書） 固定資産（土地・家屋）所在証明書 名寄帳（固定資産物件一覧） 無資産証明書 法人所在証明書 住宅用家屋証明書 昭和46年地目証明書

### （3）利用の流れ

#### ア eLTAX 及び地方税共通納税システム

eLTAX 及び地方税共通納税システムのご利用開始の手続、お問合せなど、詳しくは eLTAX ホームページをご覧ください。

eLTAX ホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>)

電 話 0570-081459（ハイシンコク）

受付時間 9：00 ～ 17：00（土日祝日、年末年始を除く）

#### イ 藤沢市電子申請システム（e-kanagawa）

藤沢市電子申請システム（e-kanagawa）による市税の証明請求手続、お問い合わせなど、詳しくは藤沢市役所ホームページの「電子申請による請求（市税の証明）」や「軽自動車税（種別割）の減免について」等のページをご覧ください。